

家畜衛生広報



ながの

平成 20 年(2008 年) 1 月

長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
〒380-0944 長野市安茂里米村1993
Tel 026-226-0923 Facs.026-227-2665
E-mail: nagakachiku@pref.nagano.jp

その「おくすり」どこで買いましたか？

～法令遵守による畜産物の安全性確保等のお願い～

昨年 8 月に熊本県の開業獣医師による薬事法及び獣医師法違反行為（未承認医薬品の製造販売及び無診療での要指示医薬品販売等）が確認され、投与された家畜はいったん出荷を自粛するなどの措置がとられました。

薬事法では無許可で動物用医薬品を製造販売することを、獣医師法では診察しないで動物用医薬品を処方することをそれぞれ禁じています。

家畜の健康と食品の安全性確保が一層図られるよう、関係法令の遵守をお願いします。

農場における注意事項

- 1 医薬品の容器等に製造業者の氏名、製品の名称、製造番号、内容量等が記載されていますか？

これらが記載されていない医薬品を使用した場合は、薬事法に違反します。（獣医師の診療に基づく指示等に従う場合を除く）

- 2 要指示医薬品は、獣医師の処方や指示に従い使用していますか？

投薬中・出荷制限期間中の家畜には表示をし、間違えないようにしましょう。

- 3 添付文書をよく読み、「用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意」に従い使用していますか？

- 4 対象家畜や使用時期が定められた飼料を正しく使用していますか？

- 5 動物用医薬品等の購入状況や使用状況等を記録保管していますか？

飼料の購入伝票や給与記録

自給飼料などへの農薬散布記録

動物用医薬品の購入記録や使用記録

動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書

保管した書類・記録は問題が発生したときの重要な資料となります。

薬事法・獣医師法の法令遵守について

1 次の行為は薬事法又は獣医師法の規定に抵触します。

動物用医薬品について農林水産大臣の承認を受けず、又は農林水産大臣の許可を受けていない者が、業として製造又は販売すること。

(薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項及び第24条第1項並びに第83条の2第1項に抵触)

自ら一度も家畜に対面して診察することなしに次の医薬品を処方すること。

(獣医師法第18条に抵触)

- ・毒劇薬、生物学的製剤
- ・要指示薬品(薬事法第49条第1項の規定に基づき厚生労働大臣又は農林水産大臣が指定した医薬品)
- ・使用規制対象医薬品(薬事法第83条の4第1項又は法第83条の5第1項の規定に基づき農林水産大臣が使用者の遵守すべき基準を定めた医薬品)

2 獣医師の診療行為について

獣医師の行う次の行為は、承認されている動物用医薬品では治療の効果が期待できない等診療上やむを得ない場合のみに限定してください。

特に食用に供される動物に未承認医薬品を使用する行為は、厳に慎むようにお願いします。

医薬品の適用外使用

- ・動物用医薬品の承認の範囲を超えて使用すること
- ・使用規制対象医薬品を遵守すべき基準に従わず使用すること
- ・動物用医薬品として承認されていない人用医薬品を使用すること

個人輸入された医薬品等未承認医薬品の使用

(参考) 熊本県における未承認医薬品の無許可製造・販売の概要

- 1 未承認医薬品の販売先農家等・・・10道県、181戸
- 2 販売先農家等から子牛等の転売を受けた農家等・・・11県、96戸
- 3 これらの農家から出荷される生乳、食肉等については、いったん出荷を自粛し、関係県が食品衛生法に係る残留検査を実施しており、これまでの検査で、同法の違反は確認されていません。
- 4 出荷を自粛した牛乳、食肉等については、検査で食品衛生法に違反しないことが確認されたもの及び未承認医薬品の投与後残留がなくなる十分な期間が経過したのから、順次解除しています。
- 5 販売先農家等の概要

	牛	豚	合計
未承認医薬品の販売先農家等の戸数	172戸	9戸	181戸
うち出荷自粛の戸数(H19.9.20時点)	61戸 (967頭)	2戸 (120頭)	63戸 (1,087頭)
未承認医薬品の販売先農家等から子牛等の転売を受けた農家の戸数	88戸	8戸	96戸
うち出荷自粛の戸数(H19.9.20時点)	35戸 (48頭)	1戸 (86頭)	36戸 (134頭)

* 長野県内に該当する販売先農家等はありません。

問い合わせ・連絡先 長野家畜保健衛生所 保健衛生課(担当:宮本文世、山本 修)